

秋の全国交通安全運動

令和8年 9/21月～9/30水



9月21日（月）は「交通安全意識を高める日」
9月30日（水）は「交通事故死ゼロを目指す日」



回 覧

姫路市交通災害絶滅対策本部

姫路市三左衛門堀西の町3
防災センター5階危機管理室
TEL (079) 221-2090

運 動 重 点

歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

生活道路における法定速度が時速30kmに引き下げ

令和8年9月1日から生活道路における法定速度が時速30kmに引き下げられます。

ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線のない道路を指します。



夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

飲酒運転の根絶

飲酒運転はもちろん、飲酒した人に車や自転車を貸す等の行為をした人も厳罰です。

「ながらスマホ」の根絶

運転中のスマートフォン等の通話や画像注視は危険なのでやめましょう。



自転車・特定小型原動付自転車の交通ルール
の理解・遵守の徹底

「自転車安全利用五則」

- ①車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

